

○村山市基点リバーサイド地区交流促進施設条例

平成4年3月24日

条例第3号

(設置)

第1条 都市住民との交流を促進し、農業及び農村の活性化を図るため、基点リバーサイド地区に交流促進施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流促進施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(1) 村山市農村文化保存伝承館	村山市大字河島元杉島1315番地の1
(2) 農村伝承の家	村山市大字河島元杉島1321番地の1
(3) 伝承館テントベース	村山市大字河島元杉島1314番地の1
(4) さんかく小屋	村山市大字大槇321番地の34
(5) 最上川ふるさと農園管理棟	村山市大字河島元杉島1330番地の4
(6) ふるさと伝承広場	村山市大字河島元杉島1315番地の1
(7) 休憩棟	村山市大字河島元杉島1312番地の1

(全部改正 平成8年条例16号、一部改正 平成9年条例4号・25年22号・令和4年6号)

(行為の禁止)

第3条 前条各号に掲げる施設(以下「交流促進施設」という。)においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 交流促進施設又はその設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上特に支障があると認める行為
(一部改正 平成5年条例11号・8年16号)

(入館料及び使用料)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が交流促進施設の

管理を行う場合を除き、入館者及び使用者は別表第1から別表第5までに定める範囲内で市長が定める額の入館料及び使用料を納入しなければならない。

(全部改正 平成6年条例8号・18年50号、一部改正 令和4年条例6号)

(入館料及び使用料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の入館料及び使用料を減免することができる。

(追加 平成5年条例11号、全部改正 平成18年条例50号、一部改正 平成6年条例8号)

(入館料及び使用料の還付)

第6条 納付された入館料及び使用料は、還付しない。ただし、入館者及び使用者の責に帰すことができない理由により観覧又は使用できないときその他市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(追加 平成5年条例11号、全部改正 平成18年条例50号、一部改正 平成6年条例8号)

(使用の許可)

第7条 第2条第1号から第4号まで及び第7号の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、同条第3号及び第7号の施設の普通使用の場合を除く。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(追加 平成5年条例11号、全部改正 平成18年条例50号、一部改正 平成6年条例8号・8年16号・9年4号・25年22号)

(専用許可)

第8条 市長は、適当と認めるときは、伝承館テントベース及び休憩棟の専用を許可することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(追加 平成8年条例16号、全部改正 平成18年条例50号、一部改正 平成9年条例4号・令和4年6号)

(使用の不許可)

第9条 市長は、交流促進施設の使用の目的及び方法が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- (1) 営利を目的とするとき。ただし、交流促進施設の目的を達成するために、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 交流促進施設又はその設備等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上適当でないとき。

(追加 平成5年条例11号、全部改正 平成18年条例50号、一部改正 平成6年条例8号・8年16号・令和4年6号)

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、第7条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当するときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の理由により使用させることができなくなったとき。

2 前項の規定により、使用者に損害を及ぼすことがあっても市はその責を負わない。

(追加 平成5年条例11号、全部改正 平成18年条例50号、一部改正 平成6年条例8号・8年16号・令和4年6号)

(指定管理者)

第11条 交流促進施設の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(追加 平成18年条例50号)

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に交流促進施設の管理を行わなければならない。

(追加 平成18年条例50号)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交流促進施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 交流促進施設の運営に関する業務
- (3) 交流促進施設の使用の許可等に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、交流促進施設の管理に関し市長が必要と認める業務

2 第11条の規定により指定管理者が交流促進施設の管理を行う場合における第7条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(追加 平成18年条例50号)

(利用料金)

第14条 第11条の規定により指定管理者が交流促進施設の管理を行う場合にあつては、入館者及び使用者はその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1から別表第5までに定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、特別の事情があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責によらない理由で利用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(追加 平成18年条例50号、一部改正 令和4年条例6号)

(損害賠償等)

第15条 故意又は過失により交流促進施設又はその設備等を損傷又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

(追加 平成5年条例11号、全部改正 平成18年条例50号、一部改正 平成8年条例16号)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(全部改正 平成18年条例50号、一部改正 平成5年条例11号・8年16号)

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月24日条例第11号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月24日条例第8号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第4号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年12月25日条例第16号)

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第4号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第18号)

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成18年12月26日条例第50号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月24日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月17日条例第4号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日条例第6号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

(追加 平成5年条例11号、一部改正 平成6年条例8号・9年4号・17年18号)

村山市農村保存伝承館入館料

区分		入館料	備考
大人		210円	
小・中学生		100円	
団体	大人	160円	
	小・中学生	80円	

別表第2(第5条関係)

(全部改正 平成9年条例4号、一部改正 平成17年条例18号・令和4年6号)

農村伝承の家使用料

区分	基本使用料	
	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで
	1時間につき	1日につき
語りべの部屋	210円	1,570円
土間	210円	—
いろいろの間	150円	
むらの台所	150円	

備考

- 1 使用者が入場料若しくはこれらに類するもの(以下「入場料」という。)を領収する場合又は営利を目的として使用(以下「営利使用」という。)する場合は、基本使用料の30%に相当する額を当該基本使用料に加算した額とする。
- 2 超過時間の使用料の額は、1時間につき、基本使用料の同額に相当する額とし、1時間未満は1時間とする。
- 3 暖房を使用した場合は、各区分ごとの基本使用料の20%に相当する額を当該基本使用料に加算した額とする。

別表第3(第5条関係)

(全部改正 令和4年条例6号)

伝承館テントベース使用料

区分		基本使用料
普通使用		無料
専用使用		2時間につき 630円
テント設置	宿泊(1泊)	テント1張りにつき 200円
	日帰り	テント1張りにつき 100円

備考

- 1 宿泊の場合は、午前9時から翌日の午前10時まで、日帰りの場合は、午前9時から午後5時までを基準とする。
- 2 使用者が入場料を領収する場合又は営利使用する場合は、基本使用料の30%に相当する額を当該基本使用料に加算した額とする。

別表第4(第5条関係)

(追加 令和4年条例6号)

さんかく小屋使用料

基本使用料	
1時間につき	150円
1日につき(全日)	1,500円

備考 使用者が入場料を領収する場合又は営利使用する場合は、基本使用料の30%に相当する額を当該基本使用料に加算した額とする。

別表第5(第5条関係)

(追加 平成9年条例4号、一部改正 平成17年条例18号・令和4年6号)

休憩棟使用料

普通使用料	専用使用料	
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで
無料	320円	320円

備考

- 1 専用使用する場合において、暖房を使用したときは、各区分ごとの専用使用料の20%に相当する額を当該専用使用料に加算した額とする。
- 2 専用使用する場合において、使用者が入場料を領収する場合又は営利使用する場合は、専用使用料の30%に相当する額を当該専用使用料に加算した額とする。